

瑞穂市監査委員告示第1号

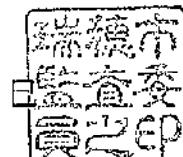
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があるので、別紙のとおり公表する。

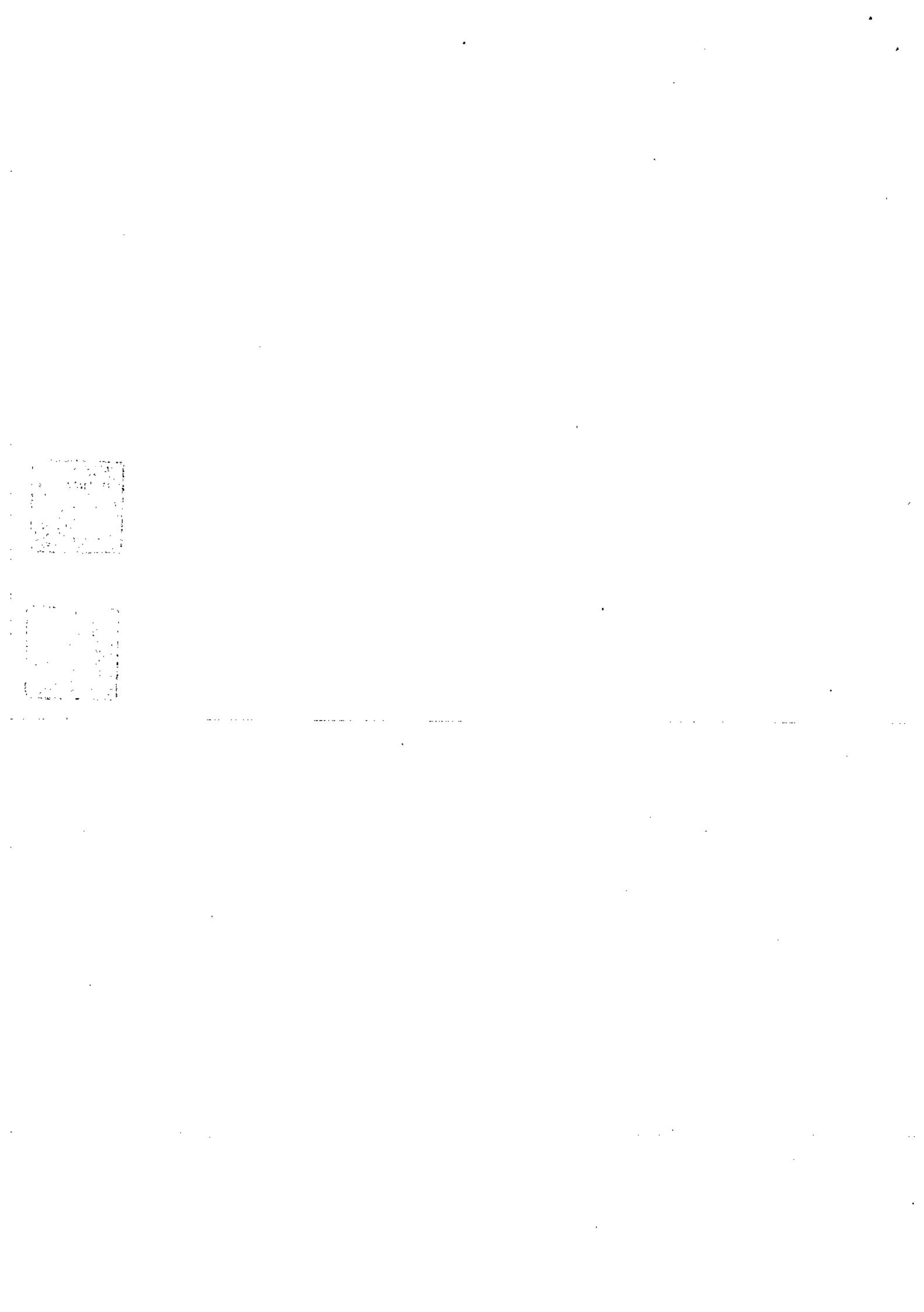
令和4年9月28日

瑞穂市監査委員 浅村孝



瑞穂市監査委員 杉原克





監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
行政監査 R3.12.14～ R4.2.7	備品管理	(1)備品の判断基準について				財務情報課・会計課
		結果	<p>マニュアルにおいて、備品の判断基準は、取得予定価格3万円以上、期間は3年以上と定められている。例外とされる事項についてはマニュアルに具体的な記載がなく、各課の判断で備品が消耗品になっており、備品と消耗品の区別が曖昧な状況になっている。</p> <p>また、平成23年定期監査結果報告書において「(略)同じ物品を金額により消耗品と備品に区別することは適切ではない。全局的に見直し統一基準に基づき管理していただきたい。」との意見がなされたが、その後においても3万円未満の判断が優先しており、例えば低価格の冷蔵庫と文具等が同じ消耗品扱いになっているが、社会通念上短期間で費消されない物品については、限定列挙をするなどして備品に準じた管理を行うなどの対応が必要である。</p> <p>備品管理事務が煩雑にならないためにも、税法上の耐用年数等を判断材料にするなどして取得価格の見直し、具体的な判断基準、備品の範囲を示すなど運用ルールの見直しをすべきである。</p>	改善進行中		
		(2)システムの入力について				財務情報課・会計課
		意見	<p>規則第91条において、保管中の備品への備品シール貼付の義務付け、その他適宜の方法により品目、番号及び市名を表示しなければならないと規定している。各部署から回答のあった不明備品一覧表を確認すると備品名が型番のみ、サイズのみ、メーカー名のみの記載となっており、照合確認は困難であると思われる。</p> <p>また、備品台帳を確認する限りにおいて取得価格0円となっているものが多数あり、多くはシステム導入以前のものであるが不明瞭である。</p> <p>今後においては、システム入力について備品照合時の効率性を鑑み、適切な入力内容となるよう指導の徹底を図っていただきたい。</p>	改善進行中	近日中に改善を行うべく、新たな備品管理のためのマニュアルを作成中です。	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R4.8時点)	回答担当
行政監査 R3.12.14～ R4.2.7	備品管理	(3)備品照合確認について		改善進行中	近日中に改善を行うべく、新たな備品管理のためのマニュアルを作成中です。	財務情報課・会計課
		意見	<p>規則第88条において、毎年度1回以上照合しなければならないと規定されている。決算時においては、会計管理者が市長に提出する決算附属書類に「財産に関する調書」があり、価格が50万円以上の物品について公表しており、定期的な備品確認は必須である。</p> <p>職員の通常事務に加えての確認作業は、事務負担も増すことから効率的に行うことが必要となるため、例えば、配置場所の確認、所有数の確認など事務負担の少ない効率的な照合方法とするべく実施手順、取組方法を示していただきたい。</p>			
		(4)備品の管理について		改善進行中	近日中に改善を行うべく、新たな備品管理のためのマニュアルを作成中です。	財務情報課・会計課
		意見	<p>備品照合の結果、所在不明の備品は、調査結果を集計した限りにおいて1,045件であった。調査中、確認中の部署を含めるとおびただしい件数になると予測される。</p> <p>備品を購入して完結ではなく、市の財産として適切に備品管理を遂行していかなければならぬがその認識に欠けているように思われる。</p> <p>今後においては、備品の利活用・廃棄処分方法など、適正な備品管理事務に向け、職員への周知に努めていただきたい。</p>			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R4.8時点)	回答担当
定期監査 R3.12.20	巣南中学校 学校教育課 教育総務課	(1)ガラス修繕について	<p>2階教室の窓の落下したことによるガラス修繕について、窓の落下はサッシのストッパーが無かつたことが原因とのことであるが、窓の落下により重大事故が発生する可能性があるため、市内全ての学校施設において他に同様の窓がないか点検を実施し、必要な場合には早急に修繕等を行うべきである。</p> <p>(2)中学校選手派遣補助金について</p> <p>平成31年度実施報告書において、紛失により交通費領収書の添付のないものが2件あった。支出金確認書の備考欄には、「補助金実績報告書の提出にあたり、担当職員に領収書の提出を求めたところ失念により紛失いたしました。つきましては大会出場にあたり鉄道を使用しましたことを確認いたしましたので報告します。また、領収書(乗車券)については、乗車券として使用後も管理し大会終了後に提出するよう指導しました。」と記載されていた。しかし、令和3年度においても交通費領収書の紛失が1件あり指導が生かされていない。 実施報告書に領収書の添付が無い補助金交付は、実際の支払いを確認できないため適切でない。今後は、領収書は必ず添付するよう指導し、適切な事務処理をすべきである。 また、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱第5条(補助事業の実施報告)において、「補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに補助事業実施報告書(規則に規定する様式第5号をいう。)を市長に提出しなければならない。」と規定されているが、期限を過ぎて提出された実施報告書が複数あり、規定に反している。今後は、実施報告書を期限内に提出するよう指導し、適切な事務処理をすべきである。</p>	措置済	令和4年5月13日に修繕工事契約し、令和4年8月に修繕完了。市内小中学校では同様の形状の窓枠はないが、経年劣化していくため、日常点検を常時行っていく。	教育総務課
		(2)中学校選手派遣補助金について			校長会、教頭会で領収書を紛失しないよう指導するとともに、事業実施後(大会終了後)には、速やかに実施報告書を提出するように説明し徹底を図った。 また、補助金交付決定時や補助金請求時には、実施報告書の提出に際し領収書の添付を義務化した。	学校教育課

監査名等	監査 対象	区分	結果又は意見の内容	進捗 状況	措置又は今後の取組の内容 (R4.8時点)	回答 担当
定期監査 R3.12.20	巣南中学校 学校教育課 教育総務課	(3)郵便切手等の管理について	平成27年度行政監査結果報告書(郵便切手等の管理)では、「使用目的について:平成25年度以降の郵便切手受払簿を調査したところ、市内全ての中学校において、互助会宛の郵便に郵便切手が使用されていた。金額の多寡にかかわらず、公費で購入した郵便切手を業務と無関係の目的で使用するべきではない。巣南中学校の担当者から、今後においては訂正し適正に処理しますと回答を受けたことから、教育委員会においては、市内にある全ての学校に対し、適正に処理するよう指導すべきである。」と意見している。その後、学校教育課の取組として「公費で郵便切手を購入しているため、私的や目的外で使用することがないよう指導し、学校訪問の際にも点検することとした。」との回答があった。しかし、平成31年度から令和3年度の郵便切手受払簿を確認したところ、互助会宛の郵便に郵便切手が使用されていたため、学校教育課において、市内全ての学校に対し適正に処理にされているか確認し、必要な場合には適正に処理するよう指導すべきである。	措置済	校長会、教頭会で業務以外に使用しないよう指導とともに、学校事務職員会においても留意点を明記した書面にて適正な使用の徹底を図った。 また、学校訪問の際には、学校教育課職員において、「郵便切手受払簿」の出納記録状況と現物の確認をすることとし、今年度すでに実施した。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
定期監査 R3.11.15	地域福祉高齢課	(1)社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会活動促進事業補助金について	瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱では「他の法令の補助対象を除く人件費、活動費」が補助対象経費と定められている。年度途中の諸事情を考慮しても年度末の返還金額が大きいことから、他の事業が執行できた可能性は否めない。 今後は、適切な補助金の交付決定及び補助金額の確定とするべく、補助対象経費の十分な審査に努めていただきたい。	不(未)措置	社会福祉協議会にはシビアな予算編成と計画的な事業運営をするよう改めて指導した。ただし、ご指摘のとおり他の法令の補助金を優先し、財源不足分を市で補助対象経費としており、市の補正予算の計上時期には他の補助金額が確定していないため決算に近い数字で見込むことは困難であり、年度途中で大幅に減額補正を行うことは困難である。	地域福祉高齢課
		(2)シルバー人材センター事業補助金について	瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱では「運営費及び事業費(国の高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱による。)」が補助対象経費と規定されている。 補助金交付申請書には、補助対象経費の算定根拠となる資料の添付はなく、補助金額の妥当性を確認することはできない。 今後は、補助対象経費の算定についてわかりやすく示し、補助金額の妥当性を明確にしていただきたい。	措置済	毎年、国から高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)執行方針が示されるので、算定根拠資料として添付するよう指導した。	地域福祉高齢課
		(3)老人クラブ活動促進事業補助金について	老人クラブ連合会会計から単位老人クラブへ助成金を支出しているため、担当課に単位老人クラブの収支の確認状況を聞いたところ、市老人クラブに決算報告があり、それを市の職員が確認することであったが、補助金等交付申請書及び事業実績報告書を確認したところ、単位老人クラブの収支を確認できる資料はなく、助成金額が適正な金額であるかどうか確認することはできない。 今後は、単位老人クラブの収支確認資料を添付するなど、補助金額の妥当性を明らかにし、適正な補助金交付事務としていただきたい。	措置済	今後は単位老人クラブの収支資料も提出するよう指導した。	地域福祉高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
定期監査 R3.11.15	地域福祉高齢課	(4)老人福祉センターについて 意見	<p>老人福祉センターは「無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設」と老人福祉法で規定されている。</p> <p>現在の施設は、空き部屋、倉庫と化している部屋もあり、高齢者が主体的に介護予防に取り組める環境整備になっているとは言い難い。</p> <p>今日の高齢者の生活形態・超高齢化の社会状況とサービス開始当時の社会状況とでは大きく変化し、老人福祉センターの機能・役割、高齢者のニーズも異なってきていると思われることから、今後の老人福祉センターの在り方について検討していただきたい。</p> <p>また、施設に係る費用負担として管理委託料、維持管理費などの恒常的な費用及び老朽化による費用の発生も見込まれることから、他施設への移転等も含め費用対効果に係る検証をしていただきたい。</p>	不(未)措置	<p>高齢者が趣味を楽しむためや市の介護予防事業で利用している。</p> <p>また、瑞穂市社会福祉協議会巣南支部、在宅支援センター巣南支部、老人クラブの事務局が老人福祉センターを拠点として活動しており、老人福祉法の規定に沿う利用がされている。</p> <p>瑞穂市建物系公共施設個別施設計画において、新庁舎建設後は巣南庁舎へ移転検討の方針が示されており、市全体の施設統廃合の観点から併せて検討していく。</p>	地域福祉高齢課
		(5)需用費(消耗品費等)の購入について 結果	<p>担当課によると、「ハンドコール」は保管量が決められており、品不足の中、調整しながら購入したことである。</p> <p>また、「福祉避難所用簡易トイレ」は年度末の購入であり、予算消化と取られかねず、計画的な購入とは言えない。</p> <p>いずれの購入も1回の購入金額が5万円未満となっており、請書の作成を省略するための分割発注と言わざるを得ない。</p> <p>今後は、瑞穂市契約規則に基づき適正に処理すべきである。</p>	措置済	契約規則に則り厳正に、また計画的に購入することを課内での統一認識としました。	地域福祉高齢課

監査名等	監査 対象	区分	結果又は意見の内容	進捗 状況	措置又は今後の取組の内容 (R4.8時点)	回答 担当
定期監査 R3.11.15	地域福祉高齢課	(6)各種団体の経理事務について 意見	地域福祉高齢課が所管する団体の経理事務については、公金ではないことから、端島市会計規則の適用や監査委員監査の対象外となっている。 しかしながら公金外現金は公金同様、適切に管理する必要があることから、適正な会計事務に努めていただきたい。	措置済	地域福祉高齢課が事務局を担っている団体の会計は、現金を極力保管しないように努めている。また、収入支出があるごとに収入票と支出金調書を起票し課内で回付し複数で確認をしている。引き続き適正な処理を徹底していく。	地域福祉高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(1)市民活動支援事業補助金について	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、「個別の交付要綱を定めていないものは、補助目的を明確にするために要綱を必ず定め、実態に合わせ適宜改正する。」となっているが、市民活動支援事業補助金の交付要綱は制定されておらず指針に反している。</p> <p>補助目的等を明確にするために、指針に基づいて要綱を制定すべきである。</p>	改善進行中	当補助金は、校区組織が行う校区活動を支援することを目的に設けたものであるが、現在校区活動に関する各種補助金の調整を関係各課と行っており、既存の補助制度の見直しを行う過程で交付要綱を制定する見通しです。	市民協働安全課
		(2)消防協会活動補助金について		措置済	今後は、指針に基づき飲食費の支出を行わないことへ改善します。	市民協働安全課
		(3)瑞穂市自治会連合会補助金について	瑞穂市自治会活動傷害給付事業規約第7条で、「本事業の資金は、瑞穂市自治会連合会補助金により運営する。」と規定されているため、全て補助金で運営されていることになる。 <p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針では、「会計年度の独立の原則により、補助金を原資とした積立(繰越金)は認めない。」となっているが、給付事業会計の令和3年3月31日現在の預金残額(繰越金)は、39,644,685円となっているため、連合会会計から傷害給付事業への繰出金分の補助金廃止、傷害給付事業の積立(繰越金)返還、自治会活動保険加入への補助金交付等を検討していただきたい。</p>	改善進行中	この給付事業は、自治会や校区での地域コミュニティ活動を少しでも安心して実施していただくための最低限の保障を行うための見舞金制度であり、民間の保険制度と費用や保証内容を比較したうえで運用していますが、今回の指摘を受け、民間制度との比較を含めた検証を適宜行い、運用を行っていきます。	市民協働安全課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(4)自治会活動振興交付金について				
		意見	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっている。</p> <p>自治会活動において、親睦会(飲食)はあらゆる場で不可欠であると考えられるが、交付金の財源が公金であることから、瑞穂市補助金等の交付に関する指針(補助金)に準じて親睦会(飲食)を交付金の対象外経費として検討していただきたい。</p>	改善進行中	自治会員の親睦は、希薄化が進むコミュニティの醸成の場として有意義であると考えているところであります。今回の指摘を受け、自治会毎に個別に対応し、是正に努めます。	市民協働安全課
		(5)食糧費について				
		意見	<p>瑞穂市予算編成方針では、「食糧費は原則なし」と示されている。</p> <p>自治会長同士の親睦を深めるため等、団員の慰労等を目的として原則外で食糧費を支出しているが、原則外とする明確な食糧費の支出基準等は無く支出されているため、親睦、慰労等を原則外として支出することが適正であるか検討し、明確な支出基準を設ける等の適正な事務処理をしていただきたい。</p>	改善進行中	食糧費の支出基準については、財務情報課と市全体の方向性を含めて協議していきます。	市民協働安全課
		(6)損害賠償について				
		結果	<p>瑞穂市コミュニティセンター条例第14条で、「利用者は、故意又は過失による施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認められるときは、この限りではない。」と規定されているため、利用者へのガラス破損に係る賠償請求、又は請求しない特別な理由があるとするならば決裁を作成し適正な事務処理すべきである。</p>	措置済	指定管理者と情報を密にし、今後は、規定に基づき適正な事務処理に努めます。	市民協働安全課
		(7)ホームページについて				
		意見	早急に修正するとともにホームページ更新、事務のチェック体制の見直しを図っていただきたい。	改善進行中	修正すべきホームページの情報につきましては、担当者のみではなく、課全体での定期的なチェック体制を構築し最新の情報をホームページに掲載するように努めます。	市民協働安全課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
財政援助団体等監査 (瑞穂市商工会) R3.10.6 ~ R4.1.21	瑞穂市商工会 商工農政観光課	瑞穂市商工会について (1)振興資金引当預金について	商工会によると、振興資金引当預金は、商工会館の建設や取得等を目的とした預金であるが、現在は商工会館を建設する計画はないとのことであった。 商工会館を建設する計画がないのであれば、振興資金引当預金は、余剰資産となり市から補助金を受ける理由がないため、早急に計画を定め、振興資金引当預金の活用を検討すべきである。	改善進行中	岐阜県商工会連合会発行の令和3年度「商工会の現況」によると、県内商工会の商工会館・事務所の自己所有は64%ですが、2000年以降は、自己所有のものは建設されていません。 一方、瑞穂市商工会は庁舎に入居していますが、近い将来、庁舎新設に伴い、転居等を求められることが予想されます。 これらを踏まえ、まずは商工会として自己所有の建物を持つか持たないか意思決定してもらうよう依頼しました。 商工会からは市の新庁舎への入居の可能性や、会館を新設した場合の市の財政援助の有無を考慮し判断したいとの意見があり、庁舎建設の検討状況に応じ隨時協議することとしました。	商工農政観光課
		商工農政観光課について (2)充当財源、繰越金について	担当課によると、商工会活動補助金(事業運営)は、商工会の経費を「①経営改善普及事業人件費分及び事業分」「②地域総合振興事業費・受託事業費」「③管理費」の3つに分け、それぞれの事業費から特定財源、除外経費を除いた額に市の補助率(①は1/2、②③は1/3)をかけた額を補助し、不足分に会費、手数料等が充当されていることであり、補助率による補助であるためこのような取扱(算定)をしているとのことであるが、瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、繰越金について「自主財源を先に支出に充て、不足分に補助金を充当するものとし、余剰金の中で精算すべきものは精算を行う。」となっているため、商工会活動補助金(事業運営)の算定において自主財源(会費、手数料等)を先に充当すべきである。また、繰越金が年々増加しているため、繰越内容を精査し、補助を削減する等の検討をしていただきたい。	不(未)措置	令和2年度決算において繰越金が大きく増加していますが、これは、コロナによる活動制限が影響し、予算を使用できなかつたためと分析しており、今後活動が再開される中で解消していくと考えています。 当補助は1/2や1/3の補助率で行っていることから、自主財源を先に支出に充て、不足分に補助金を充当するものとし、余剰金の中で精算すべきものは精算を行う。」をそのまま適用することは難しいと考えますが、まずは、予算通りの執行ができるよう、随時予算の執行状況を確認してもらい、状況に応じて事業の組み直しなどを考えてもらうよう依頼しました。 今後も繰越金の増加が見られるようであれば、一時的な補助率の引き下げや補助上限額の設定等を行い、多額の繰越金が発生しないよう取り組むことを検討します。	商工農政観光課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
財政援助団体等監査 (瑞穂市商工会) R3.10.6 ～ R4.1.21	瑞穂市商工会 商工農政観光課	(3)補助対象経費、履行確認について				
		結果	<p>商工会活動補助金の交付目的として、瑞穂市商工業振興事業補助金交付要綱第1条で「この告示は、市内の商工会が行う小規模事業者の指導事業及び商工業者の振興と安定を図るための事業に要する経費について、補助金を交付するために必要な事項を定め、もって商工業の総合的な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。</p> <p>総会記念品が小規模事業者の指導事業及び商工業者の振興と安定を図るための事業で、商工業の発展にどのような効果があるのか担当課に確認したところ、「総会記念品に効果が認められるとは考えられません。」とのことであった。</p> <p>総会記念品に効果が認められないものであるならば、補助対象</p>	措置済	令和3年度の補助金実績報告において、全伝票の確認を行い、今回の指摘内容も含め、補助対象として不適切と判断できる支出について補助対象外としました。また、今後も補助対象としないよう商工会に依頼しました。	商工農政観光課
		結果	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっているが、飲食代(飲食費)を補助対象経費として補助金交付されており、指針に反しているため指針に基づいて飲食代(飲食費)を補助対象外経費とすべきである。</p>	措置済	令和3年度の補助金実績報告において、全伝票の確認を行い、今回の指摘内容も含め、補助対象として不適切と判断できる支出について補助対象外としました。また、今後も補助対象としないよう商工会に依頼しました。	商工農政観光課
		結果	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、履行確認について「決算書、事業報告書以外にも積極的に必要な書類を求める。また、必要に応じて調査(現場確認も含む。)を行う。(市には地方自治法第221条第2項に基づく調査権限がある。)」となっているため、決算書以外にも履行確認書類として総勘定元帳等の確認を行うべきである。</p>	措置済	令和2年度までは積極的に帳簿類の確認を行っていませんでしたが、令和3年度より当補助金用のチェックシートを作成し、帳簿類を確認することとしました。	商工農政観光課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
定期監査 R2.12.4	穂積中学校 学校教育課 教育総務課	結果	(3)ガラス取替工事(修繕料)について	改善進行中	<p>ガラス破損の経緯・過失割合の算定方法・一部負担金の通知等の決裁等は作成されておらず、公費・私費等負担区分の基準がないため、過去からの引継ぎで生徒の保護者に一部負担をさせているとのことであるが、過去からの引継ぎを根拠とする器物破損等の一部負担金は適切とは言えない。</p> <p>今後は、器物破損等の公費・私費等負担区分の基準を明確にし、器物破損等発生した場合は、経緯・通知等の決裁等を作成すべきである。</p>	学校教育課
			(4)備品管理について			
		結果	備品については、調査・確認等できなかつたものについて、安易に所在不明を理由に除却すべきではない。 また、備品シールの貼付がないものもあり、備品紛失・盗難等があつても分らない状況である。すべての登録備品について現物を確認し、適正な管理をすべきである	改善進行中	<p>備品点検時に、確認できなかつたものについて、状況や不明理由、対応等について記入した決裁を作成することを全学校・幼稚園で確認をし実施している。決裁時には、耐用年数や不明点についての現地確認を担当者が実施している。</p> <p>備品点検は、年1回以上チームとして実施して行くとともに、全備品について台帳と照合し、適正に管理することを指導している。</p> <p>また、学校訪問の際には、学校教育課の職員がその状況確認を行い、今後財務情報課にて作成されるマニュアルに沿って管理していきます。</p>	学校教育課

監査名等	監査 対象	区分	結果又は意見の内容	進捗 状況	措置又は今後の取組の内容 (R4.8時点)	回答 担当
定期監査 R2.10.26	税務課		(2)スマートフォン決済「PayB(ペイ ビー)」について		令和4年度から、PayBのみではなく、スマートフォン収納提携業者の拡大を令和4年度開始した。令和4年4月5月広報への掲載や、ホームページ等での周知を行った。	税 務 課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容(R4.8時点)	回答担当
行政監査 R2.1.11～ R2.2.12	ホームページ	(1) 研修について 意見	<p>研修は、職員のホームページに関する操作習得及び資質の向上に繋がることから、今後は、瑞穂市公式ホームページ研修については、新規採用職員に対し参加を義務付けるなど、受講の促進を図り、各小中学校及びほづみ幼稚園においても、研修を実施していただきたい。</p> <p>また、受講者にアンケート等を実施し、研修に関する意見等を把握することにより効果検証を行い、受講者の資質の向上等に努めていただきたい。</p>	改善進行中	<p>令和4年度、ホームページ担当職員が、新規採用職員やホームページ委員で未受講者を対象に、基本的な操作方法等について、自序で研修を実施する。</p> <p>また、その際、アンケート等を実施し、意見の把握による効果検証を行い、受講者のさらなる資質の向上に繋がるよう、研修内容の改善に努める。</p>	総合政策課

監査名等	監査 対象	区分	結果又は意見の内容	進捗 状況	措置又は今後の取組の内容 (R4.8時点)	回答 担当
定期監査 R元.11.8	ほづみ 幼稚園 学校教 育課 教育總 務課	(2) 幼稚園交通安全協力費につい て	徴収根拠のない幼稚園交通安 全協力費をバス利用の園児の 保護者のみ雜入として徴収し、 施設管理費に財源充当することは、違法・不当とまでは言えない ものの、幼稚園運営上、著しく公 平性に欠けており、本来の目的 を逸脱していると言わざるを得な い。 今後は、幼稚園運営を適切に 行うためにも、幼稚園交通安全 協力費の使途や徴収根拠を明 確にすべきである。	改 善 進 行 中	幼稚園交通安全協力費の在り 方については、幼稚園の運営と バスの運行方法含め、総合的に 検討している。	学 校 教 育 課

